

1. 指定管理者制度運用上の課題

【課題】 制度導入 (1)公的範囲の検証 (2)民間活力活用手法の検討 (3)指定管理者制度導入ガイドラインの整備 (4)スケールメリットを考慮した全庁横断的な取組み (5)スケールメリットを活かす場合における施設の特色に応じた運営方法の検討 (6)非公募基準の明確化、非公募適用の妥当性の検証 (7)地区市民センターの管理に係る非公募による自治協の指定
【対応】 (1)制度導入の検討にあたっては、導入検討シートを用いて、施設の設置目的や提供されるサービスを踏まえて、所管課及び導入検討委員会において、以下の項目について検討することとした。 ①公の施設のあり方 ②指定管理者制度導入の可否 ③選定単位 ④選定方法 (2)制度導入に係る手続きを従前より早期に開始するようスケジュールの見直しを図った。 (3)伊賀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例を改正し、公募によらず指定管理者を選定する場合の手続きについて、現状と整合を図った。
【課題】 募集要項・仕様書・協定書 (1)施設の設置目的達成に向けた募集要項・仕様書の記載内容の整備 (2)新規事業者の参入・事業者の創意工夫を求めるための募集要項・仕様書の記載内容の整備と選定委員会による検証 (3)公平公正な選定のための審査項目の公開 (4)「パートナーシップの構築とコミュニケーションの重視」、「目標の明確化と共有」、「事業者による管理の尊重」、「役割分担と責任の明確化」を踏まえた仕様書・協定書の記載内容の整備 (5)指定管理事業と自主事業の区分の明確化
【対応】 (1)応募要項、仕様書、協定書の総点検を行った。 ①施設の設置目的を募集要項に明記するものとした。 ②設置目的達成のための評価指標を指定管理者と協議の上、年度協定書に定めるも

のとした。

- ③施設の特色に応じて記載内容を変更するよう標準仕様書に明示した。
- ④指定管理事業と自主事業の区分を明確にし、仕様書に定めた。
- ⑤連絡調整会議の開催、現地調査を仕様書に定めた。
- ⑥リスク分担について協定書に定めた。

【課題】 モニタリング・評価結果の活用

- (1)創意工夫を引き出す評価基準の設定
- (2)客観的評価のための指標設定
- (3)評価結果に基づく課題把握と改善の促進
- (4)セグメント別収支の導入と事業者決算書の審査
- (5)専門家による外部モニタリングの仕組みづくり

【対応】

- (1)以下のとおりモニタリング手法を改めた。
 - ①設置目的達成のための評価指標に対する評価を追加
 - ②評価基準に、仕様に定める水準を上回る場合の区分を追加
 - ③評価シートの改定
 - ④現地調査の実施を必須化
 - ⑤市の評価結果を指定管理者と共有
- (2)事業報告にあたり、セグメント別決算書及び団体決算書の添付を求めることとした。
- (3)モニタリングの目的や視点、評価指標の設定について運用ガイドラインに記載することとした。

【課題】 具体的運用

- (1)適正な指定管理料の積算
- (2)適切な指定期間（５年）の設定【従前の運用で対応済】
- (3)資産の棚卸の実施
- (4)職員の指定管理者制度に対する理解の向上

【対応】

- (1)指定管理料の算定方法を運用ガイドラインに記載することとした。
- (2)資産の棚卸しを行うことについて協定に定めた。
- (3)運用ガイドラインを見直し、職員研修会を開催することとした。

２．制度運用以外の全庁的な課題

- (1)施設利用に係るＤＸ
- (2)公の施設に係る広報・ＰＲの推進

3. 政策的な課題

- (1)公共施設マネジメントの仕組みの再構築
- (2)適正な受益者負担の在り方と減免の適正運用
- (3)地域特性に応じた地区市民センターの管理のあり方検討
- (4)地区市民センターの収益性の向上に向けた条例改正
- (5)財産・資産の受贈に係るルール作り
- (6)指定管理者による施設の拠点化への対応